

○自動車運転代行業に係る指示及び自動車の使用制限の運用基準等に関する事務処理要領の制定
について（例規通達）

平成14年5月31日群本例規第27号（交指）警察本部長

改正

平成16年10月群本例規第40号（交指）
平成18年6月群本例規第26号（交指）
平成19年7月群本例規第21号（交指）
平成23年2月群本例規第5号（総企）
平成28年3月群本例規第5号（務）
平成28年3月群本例規第8号（監）
平成29年3月群本例規第4号（交企）
令和3年8月6日群本例規第19号（交企）
令和6年7月17日群本例規第27号（交指）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）により読み替えて適用される最高速度違反等に係る指示並びに自動車の使用制限に関する運用基準及び処分量定の細目基準並びにこれらに関する事務処理要領を別添のとおり定め、平成14年6月1日から施行することとしたから、部下職員に対し徹底した指導教養を行い、この制度の円滑な推進と事務処理の万全を期されたい。

別添

自動車運転代行業に係る指示及び自動車の使用制限の運用基準等に関する事務処理要領

第1 総則

1 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

（1）指示

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「読替え後の道路交通法」という。）第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項に規定する指示をいう。

（2）使用制限

読替え後の道路交通法第75条第2項又は第75条の2第1項若しくは第2項に規定する車両の使用制限をいう。

（3）自動車運転代行業者

法第2条第2項に規定する公安委員会の認定を受けて自動車運転代行業を営む者をいう。

（4）運転代行業務

法第2条第4項に規定する代行運転自動車又は随伴用自動車を運転する業務をいう。

（5）運転代行業者の業務

運転代行業者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味であり、運転代行業務と一般営業活動等その他の業務の双方をいう。

（6）代行運転自動車

法第2条第6項に規定する自動車運転代行業を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車をいう。

（7）随伴用自動車

法第2条第7項に規定する自動車運転代行業の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられるものをいう。

2 留意事項

「随伴用自動車」については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「施行令」という。）第2条の規定により、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法（昭和25年法律第226号）第446条第3項に規定する標識の番号（これらが存しない場合は車台番号）を法第5条第1項の申請書に記載する義務のあるほか、変更のあった場合は、同法第8条の規定により、主たる営業所

の所在地を管轄する公安委員会に届出書を提出しなければならないこととされている。また、随伴用自動車については、同法第17条の規定により、国土交通省令の定めるところによって、表示等を行わなければならないこととされている。このため、随伴用自動車であるかどうかの確認については、通常、外観上から判断し得ると思われる。

しかし、随伴用自動車としての届出がなされ、国土交通省令で定める表示等が行われた自動車であっても、一般の営業活動等に用いられている場合は、当該自動車は、法第2条第7項にいう「随伴用自動車」には該当せず、当該活動中に行われた違反行為は、「運転代行業務に関し」行われたものではないと解される。

具体的には、代行運転自動車で随伴して運行する場合のほか、顧客を目的地まで送り届けた後、営業所まで戻る行為、顧客から依頼を受けて、顧客のいる場所まで運転していく行為、繁華街等に駐停車して客待ちをする行為等に伴って行われた違反行為は、「運転代行業務に関し」行われた違反行為となる一方、随伴用自動車を使って社長を送迎する行為、随伴用自動車を使って自社の宣伝ビラを頒布する行為等に伴って行われた違反行為は、「運転代行業務に関し」行われた違反行為ではないと解される。

したがって、外観上随伴用自動車である自動車が顧客車に随伴することなく運行している事案について、取締りや放置違反金納付命令を行う場合は、運転者又は使用者等から運行目的について聴取するなどして、「運転代行業務中」かどうかを明らかにすること。

なお、随伴用自動車としての外観を有さない自動車であっても、現実に代行運転自動車の随伴に用いられていれば、当該自動車は随伴用自動車に該当し、当該自動車を運転する業務は「運転代行業務」に該当することとなる。

第2 読替え後の道路交通法第22条の2第1項等の規定による指示の運用基準について

1 本基準の適用について

(1) ここに示す基準は、読替え後の道路交通法第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項の規定による指示について適用するものとする。

(2) これらの指示は、自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為等が行われた場合に行うものであるが、自動車運転代行業者の業務は、「運転代行業務」と「その他の業務」に分けることができる。

2 「運転代行業務」に関し行われた違反に係る指示について

(1) 指示の対象等

ア 運転代行業務に関し行われた違反行為について、読替え後の道路交通法による指示の対象となるのは、次の場合である。

(ア) 代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が最高速度違反行為をした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両について、自動車運転代行業者が最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき（読替え後の道路交通法第22条の2第1項）。

(イ) 随伴用自動車の運転者が道路交通法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（過積載車両に係る措置命令）を受けた場合において、当該命令に係る随伴用自動車について、自動車運転代行業者が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき（読替え後の道路交通法第58条の4）。

(ウ) 代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が過労運転をした場合において、当該過労運転に係る車両について、自動車運転代行業者が過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき（読替え後の道路交通法第66条の2第1項）。

イ 上記（ア）又は（ウ）の指示が行われた後、当該指示に係る違反行為が行われたとしても、読替え後の道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の対象とはならない。

ウ 上記（イ）の指示が行われた後、当該指示に係る違反行為が行われた場合は、同項の規定による自動車の使用制限の対象となる。

エ 自動車運転代行業者が上記（ア）又は（ウ）の指示に違反した場合において、自動車運転代行業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるときは、法第23条第1項等により、施行令で定める基準に従い、営業の停止が命じられることとなる。

オ 読替え後の道路交通法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による

指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定による不利益処分にあたることから、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手続を執ること。

なお、弁明の機会の付与にあたっては、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の定めるところによるとともに、予想される指示の内容を具体的に示すことにより、不利益処分の内容を明らかにすること。

（2） 指示の運用基準

ア 最高速度違反行為に係る指示の運用基準

（ア） 最高速度違反行為に係る指示は、運転代行業務に関し最高速度違反行為が行われた場合において、次のいずれかの要件に該当し、最高速度違反行為に係る自動車の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない、最高速度違反行為に係る自動車による運行について、最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていない、顧客から運転代行の依頼を受けた際の配車指示等が、最高速度違反行為の防止に留意したものとなっていないなど自動車運転代行業者が当該自動車について、最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

a 自動車運転代行業者の業務に関して使用する車両により、過去1年以内に2回以上の最高速度違反行為が行われていた場合

b 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

c 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

d 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示（運転代行業務中の最高速度違反行為に係る指示を除く。）を受けた者である場合

e 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

f 自動車運転代行業者が、過去1年以内に、最高速度違反行為に係る指示に違反したとして、法第23条第1項等の規定により、営業の停止を命令された者である場合

（イ） 上記（ア）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、指示を行わないものとする。

a 上記（ア）のaからfまでのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、法第22条第1項等の規定による指示又は同法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなる場合

b 指示の対象となるべき自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

（ウ） 「自動車運転代行業者の業務に関して」とは、自動車運転代行業者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味であり、運転代行業務と一般営業活動その他の業務の双方が含まれる。したがって、たとえば、運転代行業務に関し最高速度違反行為が行われた場合は、その時点から過去1年以内に、運転代行業務に関してか、その他業務に関してかを問わず、当該自動車運転代行業者の業務に関して2回以上最高速度違反行為が行われていれば、上記（ア）のaにより、指示の対象となる。

（エ） 指示の内容

運転代行業務に関し行われた違反について指示を行う場合は、指示に係る自動車を個別に特定することなく、運転代行業務全般に関して、最高速度違反行為を防止するため必要な措置を採ることを指示するものとする。

また、当該指示においては、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

(オ) 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

(カ) 留意事項

- a 上記(ア)から(オ)までが適用されるのは運転代行業務に関し行われた最高速度違反行為に係る指示であることから、運転代行業務以外の自動車運転代行業者の業務に関し行われた最高速度違反行為に係る指示については、下記3によること。
- b 運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務に関し行われた最高速度違反行為は、上記(ア)から(オ)までに定める基準により、指示の対象となること。
- c 指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が最高速度違反行為を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、道路交通法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。

イ 過積載運転行為に係る指示の運用基準

(ア) 過積載運転行為（道路交通法第58条の3第1項に規定する過積載をして車両を運転する行為をいう。）に係る指示は、随伴用自動車について過積載運転行為が行われ、運転者に道路交通法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

- a 自動車運転代行業者が使用する車両について、過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、かつ、当該車両について措置命令がされていた場合
- b 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に過積載運転行為をすることを命じ、若しくは運転者が過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
- c 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合
- d 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合
- e 自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

(イ) 上記(ア)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合に、指示を行わないものとする。

- a 上記(ア)のaからeまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合
- b 上記(ア)のaからeまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた自動車運転代行業者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(ウ) 指示の内容

指示の内容は、過積載運転行為に係る自動車を特定し、当該自動車の使用の態様に応じて、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

(エ) 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

(オ) 留意事項

- a 運転代行業務に関し行われる過積載運転行為のうち、指示の対象となるのは随伴用自動車を運転する業務に関し行われるものに限られることから、運転代行業務以外の業務に関し行われた過積載運転行為に係る指示については、下記3によること。
- b 運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務のうち随伴用

自動車を運転する業務に関して行われた過積載運転行為については、上記(ア)から(エ)までに定める基準により、指示の対象となること。

- c 指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が過積載運転行為を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、道路交通法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。
- d 指示発出後1年以内に、当該指示に係る車両が過積載運転行為を行った場合は、読替え後の道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の理由となる一方、指示に違反しても、運転代行業法による営業停止処分の対象とはならないことに留意すること。

ウ 過労運転に係る指示の運用基準

(ア) 過労運転（道路交通法第66条の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為をいう。）に係る指示は、運転代行業務に関し過労運転が行われた場合において、次のいずれかの要件に該当し、自動車の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない、自動車による運行について、過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていない、自動車の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で自動車を運転させないようにするための措置が的確に行われていない、顧客から運転代行の依頼を受けた際の配車指示等が、過労運転の防止に留意したものとなっていない、など自動車運転代行業者が当該自動車につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

- a 自動車運転代行業者の業務に関して使用する車両により、過去1年以内に1回以上の過労運転が行われていた場合
- b 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは運転者が当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
- c 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合
- d 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示（運転代行業務に関し行われた違反に係る指示を除く。）を受けた者である場合
- e 自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合
- f 自動車運転代行業者が、過去1年以内に、過労運転に係る指示に違反したとして、法第23条第1項等の規定により、営業の停止を命令された者である場合

(イ) 上記(ア)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

- a 上記(ア)のaからfまでのいずれかに該当することとなる過労運転について、法第22条第1項等の規定による指示又は法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなる場合
- b 指示の対象となるべき自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

(ウ) 「自動車運転代行業者の業務に関し」とは、自動車運転代行業者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味であり、運転代行業務と一般営業活動その他の業務の双方が含まれる。したがって、たとえば、運転代行業務に関し過労運転が行われた場合は、その時点から過去1年以内に、運転代行業務に関してか、その他の業務に関してかを問わず、当該自動車運転代行業者の業務に関して1回以上過労運転行為が行われていれば、上記(ア)のaにより、指示の対象となる。

(エ) 指示の内容

運転代行業務に関し行われた違反に係る指示を行う場合は、指示に係る自動車を特定することなく、運転代行業務全般に関して、過労運転を防止するため必要な措置を採ることを指示するものとする。

また、当該指示においては、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

(オ) 指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

(カ) 留意事項

a 上記(ア)から(オ)までが適用されるのは、運転代行業務に関し行われた過労運転に係る指示であることから、運転代行業務以外の自動車運転代行業者の業務に関して行われた過労運転に係る指示については、下記3によること。

b 運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務に関して行われた過労運転は、上記(ア)から(オ)までに定める基準により、指示の対象となること。

c 指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が過労運転を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、道路交通法第75条の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。

3 「その他の業務」に関して行われた違反に係る指示について

自動車運転代行業者の業務のうち運転代行業務以外のものに関して行われた最高速度違反行為、過積載運転行為又は過労運転に係る読替え後の道路交通法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示については、運転者が自動車運転代行業者以外の者である場合に限り、別に定める基準を適用して行うものとする。

4 指示の執行

指示の執行については、下記第5の(3)により、実施すること。

第3 自動車運転代行業者について読替え後の道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限の運用及び処分量定の細目基準

1 自動車運転代行業者が使用する自動車について、読替え後の道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限の対象となるのは、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、その運転代行業務の業務に関し、自動車等の運転者に対して、無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、過積載運転行為又は駐停車違反行為を行うことを下命し、又はこれらの行為を容認した場合において、次に掲げるときである。

(1) 随伴用自動車の運転者が、無資格運転又は過積載運転行為をしたとき。

(2) 随伴用自動車以外の運転代行業務の用に供される自動車の運転者が、無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、過積載運転行為又は駐停車違反行為をしたとき。

2 代行運転自動車及び随伴用自動車については、自動車運転代行業者がその運転者に対して、無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、過積載運転行為又は駐停車違反行為を行うことを下命し、又はこれらの行為を容認した場合は使用制限の対象とはならない。ただし、読替え後の道路交通法第117条の2第2号等の規定による処罰の対象となるほか、法第22条第1項等の規定による指示の対象となる。

3 読替え後の道路交通法第75条第2項の規定による使用制限を命ずるのは、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会である。

4 下命・容認に係る使用制限の処分量定の基準

(1) 処分量定の基準

自動車運転代行業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号)第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令(以下「読替え後の道路交通法施行令」という。)第26条の6の規定による下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

(2) 処分対象行為等に付する基礎点数

ア 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表第2に掲げるとおりとする。

イ 処分事情に付する点数

(ア) 自動車の使用者等の違反行為に付する点数

処分事情のうち、自動車の使用者等の違反行為については、運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表第2に掲げる点数を付するものとする。

(イ) 交通事故に付する点数

処分事情のうち、使用者等の下命又は容認行為により運転者が違反行為をし、よって人の死傷又は建造物の損壊に係る交通事故を起こした場合の付加点数は、別表第3に掲げるとおりとする。

ウ 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記第1の2の(3)のアに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、法第75条第1項における刑罰上の評価（包括一罪、併合罪等）にかかわらず、行政処分上の評価として使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする（処分事情としての使用者等の違反行為を数える場合は、これに点数を付するか否かの観点を離れて評価すべきであり、使用者等が運転者に対して下命又は容認行為を行った事実があれば足り、必ずしも運転者が下命又は容認に係る行為を行うことを要しないことに留意する必要がある。）。

なお、具体的な違反行為の数え方については、次の例を参考とすること。

(ア) 使用者等が、同時に数名の運転者に対して下命又は容認行為を行った場合は、数個の違反行為として数えるものとする。

(イ) 運転者に対して数回にわたる違反行為を一度の機会に下命した場合は、1回の行為として数え、その後、運転者が下命に係る違反行為を継続し、それを使用者が容認した場合は、その容認行為が行われるごとに1回として数えるものとし、運転者が下命に基づいて同一日に数回にわたる違反行為を行った場合は、時間、運行経路等に特段の事情がない限り、1回の違反として数えるものとする。

(ウ) 運転者に対して異なる数個の違反行為を同時に下命し、又は容認した場合は、数回の違反行為として数えるものとする。

(3) 処分量定の方法

ア 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を計算するものとする。

イ 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表第4に掲げるとおりとする。

(4) 処分量定に当たっての留意事項

ア 政令で定める基準との関係

前記3の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6第1号及び第2号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合は、その上限をもって処分期間とするものとする。

イ 処分の軽減等

(ア) 処分量定に当たっては、処分対象行為に係る自動車の運転者の違反行為が現認されなかったものについては、自動車ごとに処分対象行為に係る自動車の運転者の最後の違反日を起算日とする過去1箇月以内のものを処分量定の対象とするものとする。

(イ) 処分前歴がなく、かつ、法令違反のみに係る事案については、次に掲げる範囲内で処分量定を行うものとする。

a 自動車1台当たりの処分期間は、読替え後の道路交通法施行令第26条の6各号に規定されている処分期間の上限の2分の1を超えないものとする。

b 1事業所における処分台数は、当該処分時における稼働台数の20パーセント以下とする。ただし、稼働台数10台未満の場合は1台とする。

(ウ) 次に掲げる事情がある場合であって、当該事業所における安全運転管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

なお、この軽減を行う場合は、違反行為の内容及び被処分者に自動車を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減することとし、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

a 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

b 処分前歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

c その他情状酌量すべき事情がある場合

ウ 処分事情として評価される下命又は容認行為に係る自動車又は自動車の運転者は、当該下命又は容認行為に係る使用制限に係る自動車又は自動車の運転者であることを要しない。

第4 自動車運転代行業者について読替え後の道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の運用及び処分量定の細目基準

1 自動車運転代行業者が使用する自動車について、読替え後の道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の対象となるのは、公安委員会が自動車運転代行業者に対し、読替え後の道路交通法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示をした場合において、当該指示に係る当該自動車の運転者が指示を受けた後1年以内に当該指示に係る違反行為と同種の違反行為を行ったときであるが、代行運転自動車又は随伴用自動車が最高速度違反行為又は過労運転を行った場合は適用対象外とされている。したがって、適用対象となるのは、随伴用自動車について、過積載運転行為に係る指示の後1年以内に過積載運転行為が行われた場合又は随伴用自動車以外の自動車運転代行業の用に供される自動車について指示が行われた後1年以内に当該指示に係る違反行為と同種の違反行為が行われた場合に限られることになる。

2 自動車運転代行業者が運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反した場合には、法第23条第1項等の規定による営業停止命令の対象となる。

3 読替え後の道路交通法第75条の2第1項の規定による使用制限を命ずるのは、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会である。

4 指示に係る使用制限の処分量定の細目基準

(1) 処分量定基準

読替え後の道路交通法施行令第26条の7に規定する指示に係る使用制限の処分基準に該当することとなった自動車運転代行業者に対する使用制限の処分期間の具体的量定は、累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別表第5に掲げる基準期間を超えない範囲以内で行うものとする。

(2) 点数の付与

ア 点数の付与は、当該指示に係る自動車ごとに行われ、当該自動車ごとに累計点数の計算を行うものとする。

イ 当該自動車の使用者と運転者が異なる場合に行うものとする。

ウ 最高速度違反行為及び過労運転にあつては、当該自動車運転代行業者の業務に関して行われた場合、過積載運転行為は当該過積載運転行為に係る自動車について措置命令がされた場合に限り行うものとする。

(3) 前歴の回数

ア 前歴の回数は、自動車の使用者の属性であり、自動車の使用者が同一の使用の本拠の位置において使用し、又は使用したことのあるすべての自動車に係る前歴の回数を考慮すべきものとする。

イ 前歴の回数が1回又は2回以上である使用者に係る読替え後の道路交通法施行令第26条の7に定める使用制限の処分の要件を満たすこととなるのは、前歴の回数が1回又は2回以上である状態の下において、累計点数が読替え後の道路交通法施行令第26条の7第1項の表2の下欄に定める点数以上に該当することとなる場合である。

別表第4に定める前歴の回数が1回、2回又は3回以上に該当することとなる場合についても同様である。

ウ 前歴の回数は、過去1年以内における下命・容認に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）の始期の回数を計算するものとする。

(4) 期間の計算

ア 指示に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。

イ 読替え後の道路交通法施行令第26条の7第1項の表2の備考中「過去1年以内」という場合における期間の計算は、当該指示に係る使用制限の対象となる行為が行われた日を起算日とし、1年は365日として行うものとする。

ウ この基準に従って量定した日数が、読替え後の道路交通法施行令第26条の7第1項の表3に定める期間を超えるときとなる場合は、同表に定める期間を指示に係る使用制限の処分期間とするものとする。

(5) 処分の軽減

次に掲げる事情がある場合であって、当該自動車の使用の本拠における自動車の運行管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を短縮することにより処分を軽減することができるものとする。

なお、この軽減を行う場合は、違反行為の内容及び被処分者に自動車を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減することとし、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

ア 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

イ 下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の前歴の回数がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

ウ その他情状酌量すべき事情がある場合

(6) 処分が競合する場合等における取扱い

ア 下命・容認に係る使用制限と指示に係る使用制限が競合する場合は、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

イ 処分に当該処分に係る違反行為が行われた場合は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

第5 事務処理要領

1 警察署等の事務処理要領

(1) 取扱責任者及び事務担当者の指定

ア 交通部交通機動隊（以下「交機隊」という。）、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び警察署（以下これらを「警察署等」という。）に指示・使用制限事務取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）及び指示・使用制限事務担当者（以下「事務担当者」という。）を置くものとする。

イ 取扱責任者には、交機隊及び高速隊にあつては副隊長を、警察署にあつては交通課長をもって充て、事務担当者は直接対象事務を処理する者の中から交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）が指定するものとする。

ウ 取扱責任者は、処分対象事務について全般的な指揮に当たるものとする。

エ 事務担当者は、上司の命を受け、処分対象事案の調査及び審査、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）への送付事務、交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）からの通報による指示・使用制限の執行その他必要な事務の処理に当たるものとする。

(2) 処分対象事案の報告

ア 警察署長等は、処分対象事案を交通違反として検挙したときは、群馬県警察ワイドエリアネットワークシステムによるG-P-WAN業務の交通切符管理機能に道路交通法違反登録を行うとともに、自動車運転代行業者の業務に関して行われた交通違反登録票（別記様式第1号。以下「登録票」という。）を作成し、登録票に交通事件原票の写し（両面）を添付して

交通指導課長を経て交通部長へ報告するものとする。

イ 交通部長は、前記アの報告を受けた場合は、指示・使用制限事案通報書（別記様式第2号）により、違反車両に係る運転代行業者の主たる営業所を管轄する警察署長に通報するものとする。

ウ 警察署長は、交通部長からの通報を受理したときは、事実認定の資料等補強証拠の収集に努めるものとする。

（3） 処分対象事案の上申

警察署長は、交通部長からの通報に基づく事実認定等の調査を行った場合は、事案の内容を審査した上、指示又は使用制限を行う必要があると認められるときは、指示・使用制限事案上申書（別記様式第3号。以下「上申書」という。）に登録票及び交通（反則）切符（交通事件原票）の写し（両面）を添付して交通指導課長を経て群馬県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に上申するものとする。

2 警察本部における事務処理要領

（1） 本部取扱責任者及び本部事務担当者の指定

ア 警察本部に指示・使用制限事務取扱責任者（以下「本部取扱責任者」という。）及び指示・使用制限事務担当者（以下「本部事務担当者」という。）を置くものとする。

イ 本部取扱責任者には交通指導課の指示・使用制限事務を担当する課長補佐をもって充て、本部事務担当者は交通指導課の指示・使用制限事務を担当する課員の中から交通指導課長が指定するものとする。

ウ 本部取扱責任者は、交通指導課長の命を受け、指示・使用制限に関する事務を総括処理するものとする。

エ 本部事務担当者は、上司の命を受け、次に掲げる指示・使用制限に関する事務を処理するものとする。

（ア） 関係所属間の事務調整

（イ） 群馬県警察ワイドエリアネットワークシステムによるG P-W A N業務の自動車運転代行業管理機能（以下「自動車運転代行業管理機能」という。）による指示・使用制限該当事案の警察署への通報

（ウ） 処分対象事案の審査

（エ） 指示及び自動車の使用制限に対する報告又は資料提出要求に係る事務

（オ） 他の都道府県警察に係る処分対象事案の移送及び執行依頼

（カ） 関係行政庁の意見聴取及び通知

（キ） 聴聞関係手続事務

（ク） 標章の除去手続事務

（ケ） 審査請求に係る事務

（コ） その他指示・執行制限に係る事務

（2） 処分対象事案の通報

交通指導課長は、処分対象と認めた事案について、事実認定等の資料等補強証拠収集のため、運転代行業者の主たる営業所を管轄する警察署に通報するものとする。

（3） 関係所属との連絡調整

ア 交通指導課長は、使用制限に関する事務の適正な運用を図るため、警務部情報管理課長、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）及び警察署長等との連絡調整に努めるものとする。

イ 交通指導課長は、警察署長等から処分対象事案以外の交通違反事件として引継ぎを受けた事案について審査の結果、当該事案が処分対象事案に該当すると認めたときは、直ちに警察署長等へ事案の内容を通報するものとする。

（4） 処分対象事案の審査等

ア 交通指導課長は、警察署長から上申書の送付を受けたとき、又は他の都道府県警察から処分対象事案の移送を受けたときは、事実の認定が適切に行われ、かつ、事実の証明が十分であるかについて審査するものとする。

イ 交通指導課長は、前記アの審査を経た処分対象事案について、前述の指示・使用制限の運

用基準及び処分量定の細目基準により調査又は審査をするものとする。

3 指示の執行

(1) 指示内容の確定

指示の内容については、運転代行業者が最高速度違反行為等を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、道路交通法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。

(2) 指示の発出に当たっては、交通指導課と交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）との間で十分な協議を行うこと。

(3) 指示書の作成

交通指導課長は、公安委員会が指示を決定した事案については、群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年公安委員会規則第8号。以下「県細則」という。）第8条に規定する指示書を作成するものとする。

(4) 指示書の執行指示

警察本部長（以下「本部長」という。）は、当該処分に係る営業所の位置を管轄する警察署長に対して、指示・使用制限執行指示書（別記様式第4号。以下「執行指示書」という。）に指示書を添付して当該処分の執行を指示するものとする。

また、他の都道府県警察から指示の執行依頼を受けた場合においても同様の措置をとるものとし、執行結果については、当該都道府県警察に連絡するものとする。

(5) 指示の執行要領

指示の執行要領は、県細則に定めるところによるほか、次の要領によるものとする。

ア 前記(4)の指示を受けた警察署長は、速やかに当該処分に係る営業所の運転代行業者（以下「被処分者」という。）の出頭を求め、又は当該営業所に赴き処分を執行するものとする。

イ 処分の執行に際しては、被処分者に処分理由を告げ、指示書を交付するものとする。

ウ 被処分者に指示・使用制限執行報告書（別記様式第5号。以下「執行報告書」という。）の請書欄に所定事項を記入させるものとする。

(6) 指示の執行結果報告

ア 警察署長は、前記(5)により指示処分を執行したときは、執行報告書により交通指導課長を経て公安委員会に報告するものとする。

イ 警察署長は、被処分者が所在不明等の理由により処分を執行できないときは、指示・使用制限執行不能報告書（別記様式第6号。以下「不能報告書」という。）により本部長に報告するものとする。

(7) 指示登録等

交通指導課長は、公安委員会が指示又は指示の取消しを決定したとき、及び前記(6)の執行結果が判明したときは、自動車運転代行業管理機能により処分登録の手続をとるものとする。

(8) 指示の執行依頼等

ア 交通指導課長は、公安委員会が指示を決定した後に、当該指示に係る営業所の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に変更された場合は、県細則第8条に規定する指示・自動車使用制限命令執行依頼書（以下「執行依頼書」という。）に指示書その他関係書類を添付して変更先の都道府県警察に指示の執行を依頼するものとする。

イ 交通指導課長は、当該違反を認知した場合において、当該違反に係る営業所の位置が他の都道府県警察の管轄区域内であるときは、交通違反等通報書（別記様式第7号）に登録票その他関係書類を添付して当該都道府県警察に通報するものとする。

(9) 指示発出後の手続

ア 交通指導課長は、指示を発出した場合は、その旨及びその内容を交通企画課長に確実に通知すること。

イ 交通指導課長は、指示発出後、当該指示を受けた運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為等が行われた場合は、その旨及びその内容を交通企画課長に確実に通知すること。

4 弁明の機会の付与

読替え後の道路交通法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示

は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定による不利益処分に当たることから、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手続をとること。

なお、弁明の機会の付与に当たっては、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）に定めるところによるとともに、予想される指示の内容を具体的に示すことにより、不利益処分の内容を明らかにすること。

5 聴聞手続

交通指導課長は、2の(4)の規定による審査の結果、使用制限の必要を認めたときは、聴聞規則による聴聞手続によるほか、次により行うものとする。

(1) 聴聞の通知

処分基準に該当する営業所の運転代行業者に対する聴聞の通知は、聴聞が行われる日の1週間前までに、聴聞規則に規定する聴聞通知書により、警察署長を通じて行うものとする。この場合において、警察署長は、受領書（別記様式第8号）を徴して、交通指導課長へ送付するものとする。

(2) 聴聞の公示

聴聞の期日及び場所の公示は、別記様式第9号の書面を群馬県公安委員会の公告式に関する規則（昭和37年群馬県公安委員会規則第12号）に規定する掲示板に掲示して行うものとする。

6 使用制限の執行

(1) 使用制限書の作成

交通指導課長は、公安委員会が使用制限を決定した事案については、県細則第9条の規定により自動車の使用制限の命令（以下「自動車使用制限命令」という。）を行い、同条に規定する自動車の使用制限書を作成するものとする。

(2) 使用制限の執行指示

本部長は、警察署長に対して、執行指示書に自動車使用制限命令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号。以下「読替え後の道路交通法施行規則」という。）の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の15に規定する標章（以下「標章」という。）を添付して使用制限の執行を指示するものとする。

(3) 使用制限の執行要領

ア 前記(2)の指示を受けた警察署長は、速やかに被処分者に対し、自動車使用制限命令の運転禁止の期間欄に禁止を命じた期間を記入して交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に標章をはり付けて執行するものとする。

イ 被処分者に執行報告書の請書欄へ所定事項を記入させるものとする。

ウ 使用制限を執行する場合は、当該処分に係る自動車の所在を確認し、自動車使用制限命令の交付及び標章のはり付けを同時に実施するものとする。

(4) 執行結果の報告

ア 警察署長は、前記(3)の規定により処分を執行したときは、執行報告書により交通指導課長を経て公安委員会に報告するものとする。

イ 警察署長は、被処分者が所在不明又は当該処分に係る自動車の転売若しくは廃車その他の理由により処分を執行できないときは、不能報告書により本部長に報告するものとする。

(5) 使用制限の履行確認

警察署長は、処分執行後におけるその履行を確保するため、定期的に被処分自動車及び標章のはり付けの状況について確認するものとする。

(6) 使用制限の執行依頼等

ア 交通指導課長は、公安委員会が使用制限を決定した後に、当該使用制限に係る営業所の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に変更された場合は、執行依頼書に自動車使用制限命令、標章その他関係書類を添付して、変更先の都道府県警察に使用制限の執行を依頼するものとする。

イ 交通指導課長は、他の都道府県警察から使用制限の執行の依頼を受けたときは、前記(2)から(5)までに規定する手続に基づき速やかに使用制限の執行を行い、依頼のあった当該都道府県警察にその結果を連絡するものとする。

7 標章の除去手続等

(1) 標章除去申請受理

ア 警察署長は、読替え後の道路交通法第75条第10項に規定する標章除去の申請があったときは、当該事案の申請事情、申請人の資格等を確認し、関係書類を添えて速やかに交通指導課長に送付するものとする。

イ 前記アに添付する関係書類は、読替え後の道路交通法施行規則第9条の16に規定する書類とする。

ウ 前記アの送付を受けた交通指導課長は、当該事案の内容を審査し、申請が適正であると認められる場合は、公安委員会に報告の上、標章除去の手続を行うものとする。

(2) 標章除去決定通知書の作成

交通指導課長は、公安委員会が標章除去を決定したときは、県細則第11条に規定する標章除去決定通知書を作成するものとする。

(3) 標章の除去

ア 標章除去の指示は、標章除去執行指示書（別記様式第10号）により行うものとする。この場合において、交通指導課長は、標章除去決定通知書を当該警察署長に送付するものとする。

イ 前記アの指示を受けた警察署長は、標章の取除きを行う場合には、当該申請人に標章除去決定通知書を交付し、同人の立会いを得た上で、当該標章を取り除くものとする。

ウ 処分期間が経過した場合における被処分自動車にはり付けられた標章の除去は、原則として当該処分を執行した警察署長が行うものとし、自動車使用制限命令の月日を確認し、被処分者の立会いを得た上で、当該標章を取り除くものとする。

エ 取り除いた標章は、焼却するなど復元できない方法により破棄するものとする。

(4) 標章除去の結果報告

警察署長は、標章を除去したときは、標章除去結果報告書（別記様式第11）により交通指導課長を経て本部長に報告するものとする。

8 記録の保存

交通指導課長は、使用制限記録等の関係書類は、執行の日から起算して3年間を経過する日まで保存するものとする。

9 審査請求の取扱い

審査請求がされた場合の取扱いについては、群馬県公安委員会審査請求手続規程（平成28年群馬県公安委員会規程第3号）の規定によるほか、次により取り扱うものとする。

(1) 教示は、指示書に明記して行うものとする。ただし、被処分者から口頭等により教示を求められたときは、必要事項を教示するものとする。

(2) 審査請求が、警察署等に直接提出された場合は、交通指導課長へ電話等により速報するものとする。この場合において、審査請求書の記載事項及びその内容は、補正せず、正本を直ちに交通指導課長に送付するものとする。

第6 交通取締り上の留意事項

1 自動車運転代行業者の業務に関して行われる最高速度違反、違法駐停車、過労運転等の道路交通法令違反行為については、運転者の検挙のみに終わることなく、下命・容認事件の検挙、法の規定による指示若しくは営業停止又は読替え後の道路交通法の規定による指示若しくは使用制限の活用により、自動車運転代行業者の責任追及を的確に行うこと。

2 交通部交通指導課長は、交通指導取締りを通じて、自動車運転代行業者の業務に関して行われた最高速度違反行為等の道路交通法違反行為、法に係る違反行為等を認知した場合（違法駐車行為に係る放置違反金納付命令を行い、又は取り消した場合を含む。）は、登録票により、これらの違反を的確に把握し、整理すること。この場合において、当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を他の公安委員会が管轄する場合には、当該公安委員会に対して、登録票を確実に送付すること。

3 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が法若しくは法に基づく命令の規定に違反したこと、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項（第5号及び第6号を除く。）の規定に違反したこと、読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為をしたこと等を交通指導課において認知した場合（違法駐車行為に係る放置違反金納付命令を行い、又は取り消し

た場合を含む。)は、当該事案の内容を、交通部交通企画課(以下「交通企画課」という。)に通報するなど、法第22条第1項若しくは第25条第2項第1号の規定による指示又は法第23条第1項若しくは第25条第2項第2号の規定による営業停止処分が適切に行えるように配慮すること。

- 4 交通指導課において、法第4条の認定を受けずに、自動車運転代行業を営んでいる業者を把握した場合は、交通企画課に通報を行い、適切な対応が行えるように配慮すること。

また、未認定業者が代行運転役務を提供している代行運転自動車についても、当該未認定業者を代行運転自動車の使用者とみなして、下命・容認の禁止規定である道路交通法第75条第1項(第5号及び第6号を除く。)等の規定が適用されることに留意すること。

- 5 読替え後の道路交通法第75条の2第2項の規定による使用制限の運用及び処分量定の細目基準等については、別に定める。

前 文(抄)(令和3年8月6日群本例規第19号(交企))

- 1 この例規通達による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この例規通達による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表及び別記様式省略